

平成25年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成 25 年 4 月 1 日以降
民間企業	1.8 % ⇒	2.0 %
国、地方公共団体等	2.1 % ⇒	2.3 %
都道府県等の教育委員会	2.0 % ⇒	2.2 %

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から50人以上にかわります。

※ 現在、精神障害者は障害者雇用促進法第1条で雇用義務の対象から除外されていますが、雇用した場合は雇用率にカウントされます。

厚生労働省労働政策審議会障害者雇用分科会資料抜粋

〈精神障害者の取り扱い〉

○雇用義務の対象とすることが適当であるとの意見があった一方、義務化の意味合いは非常に重いことから慎重であるべきとの意見があった。さらに精神障害者の雇用環境に関する状況についての検証が不可欠であり、さらに議論する必要があるとの意見があった。

○仮に精神障害者を雇用義務の対象とした場合であっても、その実施時期については、企業の経営環境や企業総体としての納得感といった観点も踏まえ、十分な準備期間が必要であるとの意見があった一方、十分な準備期間は必要であるが実施時期についてはあまり先延ばしすべきではないとの意見があった。

○また、精神障害者の雇用義務化にあたっては、

- ・企業内で理解を得られる環境づくり
- ・個人と企業とのマッチングや定着を支援するための環境整備や経済的な支援、企業と外部の支援機関が連携をして支援していく体制の充実を図ることが必要であること

○精神障害者を雇用義務の対象とする場合の対象者の把握・確認方法は、精神障害の特性やプライバシーへの配慮、公正、一律性などの観点から、精神障害者保健福祉手帳で判断することが適当であること



新春代表者会議

日時 平成 25 年 1 月 19 日 (土) 午後 1 時 ~ 3 時半
会場 健身会館 第 1 教養室